

石狩市厚田マイクログリッドシステム
の公共施設等運営権に係る
実 施 方 針
(案)

令和3年10月

石 狩 市

はじめに

石狩市（以下「市」という。）は、厚田地区（以下「本地区」という。）において、太陽光発電設備、水素エネルギーシステム、一括受変電設備、エネルギーマネジメントシステムを活用し電気を供給する石狩市厚田マイクログリッドシステム運営事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく特定事業として実施することを計画している。

本実施方針は、PFI法第5条第1項の規定に基づき、本事業の実施に関する方針を定めるものである。

目次

第 1 特定事業の選定に関する事項	1
1 特定事業の事業内容に関する事項	1
(1) 事業の名称	1
(2) 公共施設等の管理者の名称	1
(3) 事業の背景と目的	1
(4) 事業のコンセプト	1
(5) 民間資金等の活用	2
(6) 基本運営方針	2
(7) 民間事業者の経営視点による中長期的な安定的経営に資するシステム運営の方針	3
(8) サステイナブルかつ収支バランスのとれたエネルギー事業の実施	3
(9) 地域との連携などを通じた新たな事業価値の創出	3
(10) 用語の定義	4
(11) 対象区域	5
(12) 対象設備・施設	5
(13) 事業方式	5
(14) 事業の範囲	5
(15) 事業期間	8
(16) 利用料金	9
(17) 改造・増設に関する留意事項	9
(18) 運営権者が受領する権利・資産	9
(19) 改造・増設に関する留意事項	10
(20) 運営権者が受領する権利・資産	10
(21) 運営権者が支払う運営権対価	11
2 特定事業の選定方法に関する事項	11
(1) 選定基準	11
(2) 選定結果の公表	11
第 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	11
1 募集及び選定方法	11

2	募集及び選定スケジュール（予定）	12
3	応募者の参加資格要件	12
	（1） 応募者の構成	12
	（2） 応募者に共通の参加資格	13
	（3） 業務実施企業に求められる要件	14
	（4） 参加資格要件の確認基準日等	14
	（5） 応募者の変更	14
4	審査及び選定手続	14
	（1） 石狩市厚田マイクログリッドシステム運営事業における民間資金等活用検討 審議会を設置	14
	（2） 審査方法	15
	（3） 審査結果の公表	15
	（4） 優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し	15
	（5） 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付	15
	（6） 附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施	16
	（7） 提案書類の提出等	16
	（8） 提案書類の作成等に係る費用	16
5	優先交渉権者選定後の手続	16
	（1） 基本協定の締結	16
	（2） S P Cの設立	16
	（3） 優先交渉権者による運営準備行為	16
	（4） 運営権の設定及び実施契約の締結	17
	（5） 運営権者譲渡対象資産の譲受	17
	（6） 事業の開始	17
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する 事項		
1	リスク分担の基本的な考え方	18
	（1） 不可抗力	18
	（2） 瑕疵担保責任	19
	（3） 国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更	19
	（4） エネルギー需要の変動	19

(5)	物価の変動	19
(6)	事業の実施状況のモニタリング	20
2	運営権者の権利義務等に関する制限及び手続	20
(1)	運営権の処分	20
(2)	運営権者の株式の新規発行及び処分	21
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	22
1	対象施設の立地に関する事項	22
(1)	事業用地等	22
(2)	事業用地の貸付	23
2	対象設備の概要	23
3	対象施設の概要	23
第5	実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	24
1	実施契約に定めようとする事項	24
2	疑義が生じた場合の措置	24
3	管轄裁判所の指定	24
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	25
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	25
(1)	運営権者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の解除	25
(2)	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の解除又は終了	25
(3)	不可抗力により事業の継続が困難となった場合の解除又は終了	26
(4)	特定法令等変更により事業の継続が困難となった場合の解除	26
(5)	特定条例等変更により事業の継続が困難となった場合の解除	27
2	金融機関又は融資団と市との協議	27

第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	28
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	28
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	28
3	その他の措置及び支援に関する事項	28
第 8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	29
1	実施に関して使用する言語及び通貨	29
2	特定事業の選定及び公表	29
3	実施方針に関する意見又は質問の受付	29
(1)	受付期間	29
(2)	提出方法	29
(3)	意見書・質問書に対するヒアリング	29
(4)	意見書・質問書に対する回答方法	29
4	連絡先及び情報提供	30
(1)	連絡先	30
(2)	情報提供	30

第 1 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

石狩市厚田マイクログリッドシステム運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 公共施設等の管理者の名称

石狩市長 加藤龍幸

(3) 事業の背景と目的

本市の厚田区、浜益区では、道内他の地方部と同様に高齢化等による過疎化が進行し、産業・地域活動の衰退、地域コミュニティの維持などの課題を抱えている。その中で本市は、市の地勢的な中心に位置する厚田区の厚田地区（世帯数約410世帯、人口約740人）にて、多機能拠点形成を形成すべく「石狩市厚田多機能拠点形成ビジョン」を策定し、厚田地区を基点とした石狩市全域の活性化方策の取り組みを進めている。

このような取り組みを進める上でも、地域のエネルギーは、地域の生活などを含めた活動の基盤となるものであるが、平成30年には、市内の浜益区において、12時間以上の停電があるなど、小規模集落特有のエネルギー供給に対する不安を抱えている。一方で、この地域は、春から秋にかけての日照時間が長いことから、再生可能エネルギーが多く賦存している。

そこで、厚田地区をモデル地域とし、小規模な集落における限定的なグリッド（マイクログリッド）の形成を通じた地産地消の新たな電力供給モデルを構築することによって、災害に強い地域づくりに寄与することを目的とすると同時に、一次産業の振興を含めたエネルギーの多面的な有効活用による新たな地域振興を目指していく。

(4) 事業のコンセプト

「石狩市厚田多機能拠点形成ビジョン」の実現及び高次化に資するエネルギーの地産地消事業化モデルを構築するとともに、他地域にも転用可能な小規模集落における新たなエネルギー供給の仕組みの構築について具現化することを目指す。

①災害等に強い小規模集落における自立分散型エネルギーの確保

- 再生可能エネルギーを活用したマイクログリッドの形成により、低炭素な地域づくりの推進が可能となる。

- ・ 同時に、本事業実施地の石狩市厚田地区は、地域コミュニティの維持など道内地方固有の課題を持っており、同様の課題を持つ地域は道内に多く存在している。本事業は太陽光発電のほか、蓄電池等の調整電源を設置することにより、安定的な電力供給を見込むことができる。
- ・ 加えて、再生可能エネルギーを貯蔵し、電気と熱が供給できるシステムの導入をすることができれば、都市部に比べて電力供給インフラが脆弱な地域において、災害時にも電力利用が継続できる防災拠点を形成しDCP（地域継続計画）構築により、防災拠点の形成にも寄与するモデルとなる。

②モデル形成に伴い、人づくり・地域コミュニティづくりを推進

- ・ 本事業は、再生可能エネルギーである太陽光による発電、電力の貯蔵及び燃料電池による安定的なエネルギー供給を実現する特徴を有している。
- ・ この事例は、全国的にも導入が少なく、特に積雪寒冷地では初めてとなることから、本道における再生可能エネルギー活用、エネルギーの地産地消のモデルとして先駆性を有している。

（５）民間資金等の活用

対象となる、太陽光発電設備、水素エネルギーシステム、一括受変電設備の運営に、PFI法に基づく事業を導入することで、民間事業者の創意工夫、ノウハウ等を活用することにより、本地区の多岐にわたる問題を解決するに当たっての課題が明確化され、効率的かつ効果的な事業運営が図られることを期待するものである。

本事業による具体的な目的は以下に示すものであり、各目的の達成に向け市の事業運営を民間事業者に委ねるものである。

- ア 民間事業者の経営視点による効率的かつ効果的な事業の推進
- イ 石狩市の魅力向上に資するエネルギー事業等の潜在的な価値の創出
- ウ 再生可能エネルギーの導入と防災のバランスが取れたモデル性を向上させる事業の実施

（６）基本運営方針

本事業を実施するに当たり、市より公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。）の設定を受けた運営権者（公共施設等運営権を有する者をいう。以下「運営権者」という。）は、関係法令の遵守のもと、

本事業の目的を達成するために、以下に示す、目的別に分類した基本運営方針を満たすことが求められる。

(7) 民間事業者の経営視点による中長期的な安定的経営に資するシステム運営の方針

- ・ エネルギー事業ニーズの変化に即応する民間技術等の積極活用を図ること。
- ・ 適時適切な維持管理を行うこと。
- ・ 財務指標に基づく健全な経営、及び適切な情報開示を行うこと。
- ・ 必要に応じて民間資金を活用したシステムの拡張等の検討及び提案を行うこと。

(8) サステイナブルかつ収支バランスのとれたエネルギー事業の実施

- ・ 再生可能エネルギーの供給量の最大化に向けたシステム運用等を図ること。
- ・ 事業運営体制の効率化による運営体制の最適化を図ること。

(9) 地域との連携などを通じた新たな事業価値の創出

- ・ 地方部における電力供給のモデル性を向上させること。
- ・ 地域住民の理解を促すための地域連携等の促進に努めること。
- ・ 当該事業を通じた厚田学園等の教育活動の支援を図ること。

(10) 用語の定義

本実施方針において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
経営	事業計画の作成、実施体制の確保、財務管理、委託等、利用料金の収受、市民からの苦情等の受付、セルフモニタリング等事業全体を管理・遂行すること。
増設	既存設備の容量追加、機能追加、自営線・通信線の延伸を行うこと。
改造	更新、長寿命化及び附設の総称。
更新工事	所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、既存の設備並びに自営線、開閉器、通信線等の付帯設備について、各々の全部を取り換えること。
長寿命化対策	所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備の一部を取り換えること。
附設	附帯提案事業の実施に必要な設備を導入すること。
維持管理	修繕及び維持の総称。
修繕	老朽化又は故障した設備について、損傷した設備の一部を取り換え、所定の耐用年数を確保すること。
維持	設備の運転管理、保守、点検、調査、清掃等当該設備の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないもの。
承諾	契約図書で明示した事項について、市又は運営権者が書面により同意すること。
協議	書面により、契約図書の協議事項について、市と運営権者が対等の立場で合議し、結論を得ること。
提出	市が運営権者に対し、又は運営権者が市に対し書面又はその他資料を説明し、差し出すこと。
確認	契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめること。
委託等	業務の一部又は全部について、第三者に委託又は請負わせること。

(11) 対象区域

石狩市厚田マイクログリッドシステム運営事業計画区域（厚田地区）

(12) 対象設備・施設

本事業において、運営権設定の対象となる設備は、以下のとおりである。

ア 太陽光発電設備

イ 水素エネルギーシステム

ウ 一括受変電設備

エ エネルギーマネジメントシステム

オ 可搬式蓄電池

カ 太陽光発電等計測表示システム及びデジタルサイネージ

キ その他事業運営に必要なもの

また、電気の供給先となる対象施設は、以下のとおりである。

ア 道の駅石狩あいろーど厚田

イ 厚田学園

ウ 厚田給食センター

エ 石狩消防厚田支署

オ 安瀬ポンプ場

(13) 事業方式

本事業は、PFI法第16条により公共施設等運営権の設定を受けた、運営権者が、公共施設等の管理者である市との間で公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結し、公共施設等について運営等を行う公共施設等運営事業（コンセッション方式）とする。

(14) 事業の範囲

本事業の範囲は、次のアからウに掲げるものである。

なお、運営権者は、事前に市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に委託等できない。詳細は、今後公表する募集要項等において示す。事業の概要については、添付資料1を参照のこと。

ア 主たる事業

主たる事業とは、本事業において、運営権者が必ず実施する事業のことをいう。主たる事業の業務は以下のとおりである。

(ア) 経営に関する業務

- ・ 事業計画書の作成
- ・ 実施体制の確保
- ・ 財務管理
- ・ 内部統制
- ・ 情報公開
- ・ 委託等
- ・ 電気調達
- ・ 電気利用料金の収受
- ・ セルフモニタリング
- ・ 危機管理及び技術管理
- ・ 防災運用
- ・ 環境対策及び地域貢献
- ・ 個人情報保護に関する事項
- ・ その他必要な事項
- ・

各種計画支援に関する業務

- ・ 維持管理計画の更新及び見直し

(イ) 対象設備の改造・維持管理・増設に関する企画、調整、実施に関する業務

a 対象設備の改造

- ・ 更新工事
- ・ 長寿命化対策
- ・ 供給力及び防災力向上
- ・ 附設

b 対象設備の維持管理

- ・ 修繕

- ・ 維持
- ・ 保安管理

c 対象設備の増設

- ・ 容量追加
- ・ 機能追加
- ・ 延伸
- ・ 他者保有施設との連携による容量増加

なお、改造・増設には、設計・工事を含む。

イ 附帯提案事業

附帯提案事業とは、追加的なサービスを導入し、主たる事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。附帯提案事業は、運営権者が必ず実施するものではなく、市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者（第2の3に規定する応募者をいう。以下同じ。）から、提案のあった場合に実施するものとする。

市は、優先交渉権者として選定された応募者からの提案内容を踏まえて、運営権者の実施義務を定めることとする。

ウ 任意事業

任意事業とは、本事業用地及び設備において、事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。運営権者は、関係法令を遵守し、対象設備の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業用地及び設備を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等は全て運営権者の責によるものとする。

(15) 事業期間

ア 本事業の事業運営期間

本事業運営期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）より10年を経過する日が属する事業年度末（イの規定により本事業運営期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。本事業開始日以降に、本契約が解除され、又は終了した場合、本事業終了日を本契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は令和4（2022）年4月1日を予定している。また、本事業運営期間の延長がない場合、本事業終了日は令和14（2032）年3月31日を予定している。

なお、市と運営権者との協議により、本事業運営期間を延長することができることとする。

事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

運営権者は、事業期間中における運営方針、事業内容及び収支計画等を明らかにする事業計画を策定し、市に提出しなければならない。事業計画の提出及び内容に関する詳細は、今後公表する募集要項等において示す。

イ 本事業運営期間終了時の取扱い

(ア) 対象設備の明渡し

本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営権者は、対象設備の運営権を放棄し、対象設備を市に明け渡さなければならない。

(イ) 任意事業等に係る運営権者が所有する資産等

任意事業のために有償貸付を受けた本事業用地及び設備については、本事業終了日に(18)ア(イ)に示す公有財産賃貸借契約が解除され又は終了するものとし、運営権者は、任意事業の実施のために運営権者が本事業用地及び設備に付随する資産を、自らの費用負担及び責任により処分し、本事業用地及び設備を原状に復して市に引き渡さなければならない。ただし、市は、運営権者が所有する任意事業等に係る資産のうち、必要と認められた場合、残存価値等を勘案し買い取ることができる。市が買い取る資産は、現状有姿で引き渡す。なお、買取の方法等については、協議の上決定する。

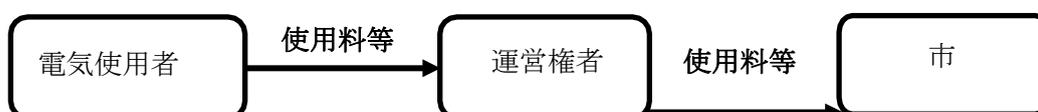
(ロ) 業務の引継ぎ

運営権者は、本事業期間終了後に市が対象設備について継続的に維持管理等を行うことができるように、対象施設の維持管理等に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を市又は市の指定する第三者に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協

議・協力を行うこと。市への業務の引継ぎは、原則として本事業終了日の1年前までに市に申し出を行った後に、引継ぎへ向けた市との協議を経て、開始されるものとする。運営権者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成、現地協議を含む打合わせ等、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。

(16) 利用料金

運営権者が電気使用者に対し設定する電気利用料金は、一般電気事業者の約款に定められる電力料金を超えない範囲で設定することとする。



(17) 改造・増設に関する留意事項

ア 改造・増設の実施

運営権者は、市と協議の上、実施契約に基づき対象設備の改造・増設を行う。ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、対象施設について、市が改造・増設を行うことがある。その場合、運営権者は市に協力するものとする。

イ 改造・増設を行った施設の所有

運営権者又は市が改造・増設を行った対象設備は、市の所有に属し、運営権者が運営等を行うものとする。

ウ 改造・増設の対象

改造・増設の対象は、第1の1(12)に示すとおりとする。

(18) 運営権者が受領する権利・資産

ア 本事業開始日までに運営権者が受領する権利・資産

(ア) 運営権

本地区内の本事業により設置された対象設備に設定する運営権

(イ) 本事業用地の使用権

任意事業実施のために締結する公有財産賃貸借契約による本事業用地及び施設等の使

用権

(ウ) 運営権者譲渡対象資産¹

市は本事業の運営に必要な備品及び消耗品等の資産の一部を運営権者に譲渡する。

(19) 改造・増設に関する留意事項

ア 改造・増設の実施

運営権者は、市と協議の上、実施契約に基づき対象設備の改造・増設を行う。ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、対象施設について、市が改造・増設を行うことがある。その場合、運営権者は市に協力するものとする。

イ 改造・増設を行った施設の所有

運営権者又は市が改造・増設を行った対象設備は、市の所有に属し、運営権者が運営等を行うものとする。

ウ 改造・増設の対象

改造・増設の対象は、第1の1(12)に示すとおりとする。

(20) 運営権者が受領する権利・資産

ア 本事業開始日までに運営権者が受領する権利・資産

(ア) 運営権

本地区内の本事業により設置された対象設備に設定する運営権

(イ) 本事業用地の使用権

任意事業実施のために締結する公有財産賃貸借契約による本事業用地及び施設等の使用権

(ウ) 運営権者譲渡対象資産²

市は、本事業の運営に必要な備品及び消耗品等の一部の資産を運営権者に譲渡する。

¹運営権者譲渡対象資産の具体的な内容は、募集要項等公表時に開示する関連資料集の運営権者譲渡対象資産リストにおいて示す。

²運営権者譲渡対象資産の具体的な内容は、募集要項等公表時に開示する関連資料集の運営権者譲渡対象資産リストにおいて示す。

(21) 運営権者が支払う運営権対価

運営権者は、主たる事業及び附帯提案事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という。）を市に支払うものとする。運営権対価は0円以上とし、優先交渉権者選定時の提案によるものとする。運営権者は、自らが提案した運営権対価を本事業開始までに一括して支払うものとする。

2 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

市は、主たる事業をPFI法に基づく事業として実施することにより、事業期間にわたり、市自らが実施したときと比べ、事業費総額の縮減が期待できる場合に、本事業をPFI法第7条に規定する特定事業として選定とする。

(2) 選定結果の公表

市は、本事業をPFI法第2条第4項に規定する選定事業とした場合は、市のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業では、各業務において運営権者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、運営権者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、本事業を実施する運営権者の選定は、「公募型プロポーザル方式」とし、応募者から幅広く柔軟な発想に基づく提案を求める予定である。

2 募集及び選定スケジュール（予定）

本事業における民間事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。

表 2-1 間事業者の募集・選定スケジュール（予定）

予定時期	内容
令和3(2021)年10月	実施方針（案）の公表
令和3(2021)年 10月～11月	実施方針（案）等に関する質問・意見の受付・回答
令和3(2021)年12月	実施方針、実施方針に関する条例の公表
令和3(2021)年12月	実施方針に沿って運営事業者の公募
令和4(2022)年1月～2月	優先交渉権者の決定
令和4(2022)年2月～3月	運営権者の決定 基本協定の締結 公共施設等運営権設定、実施契約の締結 運営権者との引継ぎ
令和4(2022)年4月	事業開始

3 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

応募者の構成については、下記のとおりである。

ア 応募者は、第1の1(14)に掲げる業務を実施する予定の単体の企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

イ 応募者は、応募企業又は応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

ウ 応募グループにあつては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。代表企業以外の構成員は、構成企業又は協力企業とする。

エ 応募者は、優先交渉権者として選定された場合は、応募企業又は代表企業及び構成企業の出資により、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立することもできる。応募企業又は代表企業及び構成企業は、SPCに出資して本普通株式すべての割当てを受けるものとする。なお、応募グループにあつては、代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担するものとする。

オ 応募グループにあつては、代表企業及び構成企業が業務に当たらない場合には、

当該業務を実施させる企業を協力企業として、参加表明書において明記すること。

(2) 応募者に共通の参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者³であること。

イ PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。

エ 民事再生法第21条の第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされていない者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。

オ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされていない者。

カ 参加資格確認申請書の提出期限の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、石狩市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けていない者。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく暴力団または、暴力団員の統制下にある者でないこと。

ケ 役員等（個人である場合にはその者を、法人等である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有していない者であること。

コ 石狩市の市議会議員が役員等となっている法人（石狩市の公共施設等運営権者の業務、石狩市の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の業務又は市の請負の業務を行うこととな

³外国法人においては、本項①、②及び③について、その適用法令において同等の要件を満たしていると市が確認できることが必要である

るものに限る)に該当しない者であること。

サ 石狩市の市長、副市長、委員会の委員(教育委員会にあっては、教育長及び委員)又は委員が役員等となっている法人(主として石狩市の公共施設等運営権者の業務、石狩市の指定管理者の業務又は石狩市の請負の業務を行うこととなるものに限り、石狩市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。)に該当しない者であること。

シ 上記ク～サに定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。

ス 法人税、事業税、消費税、地方消費税を滞納していない者。

セ 応募企業又は構成員のいずれかで、参加資格確認申請書の提出以降、同時に他の応募企業又は構成員となっていないこと。ただし、市が選定した民間事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の応募者が、運営権者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。

(3) 業務実施企業に求められる要件

応募企業、構成員は、本業務を適切に実施できる知識及び能力を有し、技術・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

(4) 参加資格要件の確認基準日等

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、応募企業又は応募グループが参加資格要件を満たさなくなった場合は、市に速やかに通知しなければならない。

(5) 応募者の変更

参加資格確認申請書の提出以降、応募企業及び応募グループの変更は認めない。ただし、代表企業を除く構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。

4 審査及び選定手続

(1) 石狩市厚田マイクログリッドシステム運営事業における民間資金等活用検討審議会を設置

市では、優先交渉権者の選定に当たり、PFI法第11条に規定する客観的な評価を

行うために、学識経験を有する者等からなる石狩市厚田マイクログリッドシステム運営事業における民間資金等活用検討審議会（以下「審議会」という。）により審査する。

審議会では、優先交渉権者選定基準の検討や技術提案等の審査及び評価などを行う。

（２）審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。

審査に当たっては、基本運営方針に沿った事業運営がより適切に実施されると見込まれ、かつ創意工夫が認められる提案であることを重視する。

市は、審議会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

（３）審査結果の公表

市は、優先交渉権者の選定後、速やかに応募企業又は応募グループの代表企業に対して通知するとともに、審査の結果及び評価の内容について、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

（４）優先交渉権者及び特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でない判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、市は、その旨を石狩市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

（５）参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

(6) 附帯提案事業及び任意事業に関する予備的審査の実施

参加資格があるとされた者が、附帯提案事業及び任意事業を提案する場合は、参加資格審査終了後、附帯提案事業及び任意事業に関する提案概要書を市に提出すること。市は提案のあった附帯提案事業及び任意事業について、市の政策方針や既存計画との整合性の観点で、その実施可否を判断するものとする。

提案概要書及び提出方法は、募集要項等において提示する。

(7) 提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。提案に必要な書類は、募集要項等において提示する。

(8) 提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

5 優先交渉権者選定後の手続

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) S P Cの設立

S P Cを設立する場合、優先交渉権者は、基本協定の締結後、S P Cとして、会社法に規定する株式会社を北海道内に速やかに設立しなければならない。なお、本事業期間中はS P Cの本社所在地を北海道外に移転させないものとする。

(3) 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、S P Cの設立や実施契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができるほか、市と改造等について協議を行

うことができる。

(4) 運営権の設定及び実施契約の締結

市は、PFI法第19条第4項に定める運営権設定に係る議会の議決を得た上で、SPCに対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、運営権者は、公共施設等運営権登録令（平成23年政令第356号）に従って運営権の設定登録を行う。市と運営権者は、実施契約書（案）の内容に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。なお、実施契約書（案）の内容は、優先交渉権者の決定前に確定することができなかつたもの及び軽微なもの以外は変更しない。

また、市は、実施契約の締結後、本事業開始日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

ア 運営権者との間の運営権者譲渡対象資産に係る物品譲渡契約の締結

イ 運営権者との間の任意事業実施のための本事業用地に係る公有財産賃貸借契約の締結

なお、市は、PFI法第19条第3項及び第22条第2項の定める事項を市ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 運営権者譲渡対象資産の譲受

運営権者は、本事業開始日に運営権者譲渡対象資産について市から譲渡の方法によって取得する。

譲渡手続は、市が作成した予定価格に対し、運営権者が現物を確認の上、見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、市と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って市が指定する期日に一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。

(6) 事業の開始

運営権者は、実施契約に定める本事業開始日に事業を開始する。開始に当たっては、運営権者が業務の引継ぎ等の実施契約上の義務を履行していることを前提条件とする。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

市と運営権者は、適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。運営権者は、要求水準書に定める各業務について責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として運営権者が負うものとする。

市及び運営権者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、市と運営権者が共同又は分担して負担することとし、その負担方法については実施契約書（案）に詳細を規定する。なお、市及び運営権者は、いかなる場合でも、費用の増加、各業務の遅延、品質の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略並びに負担の在り方を別紙2にリスク分担表として示すとおりであるが、事業者からの意見を踏まえた上で、実施契約書（案）等において改めて提示する。また、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載するとおりであるが、実施契約書（案）等において改めて提示する。

(1) 不可抗力

- ア 豪雨、暴風、高潮、洪水、地滑り、噴火、地震、津波、戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ等その他自然的又は人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（運営権者が、善良な管理者の注意義務を尽くしても回避できない第三者による損害を含む）であって、市及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできないもの（以下「不可抗力」という）が生じた場合は、運営権者は直ちにその内容を市に通知する。また、運営権者は要求水準に基づき自らが作成するBCP（Business Continuity Plan：業務継続計画）に従い初期対応を行う。
- イ 市が事業の継続のために必要と判断した場合、運営権者は市の指示に従う義務がある。
- ウ 市は運営権者に対し、不可抗力による事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は不可抗力により履行困難となった運営権者の契約上の義務履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。
- エ 市と運営権者は、協議の上、復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。

- オ 事業継続措置に必要となる費用については、実施契約書に定める外、市と運営権者で協議する。

(2) 瑕疵担保責任

- ア 設備の更新前に、対象設備及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる物理的な瑕疵があった場合、本事業開始後12か月以内に限り運営権者は市に対して瑕疵担保請求を行うことができる。
- イ 本事業期間終了日から12か月以内に限り、対象設備及び運営権者から市への譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合、市は運営権者に対して瑕疵担保請求を行うことができる。

(3) 国の特定法令等変更及び市の特定条例等変更

- ア 本事業期間中に、本事業における公共施設等運営事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国の法令及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じた場合、運営権者及び市に生じた損失は、各自負担する。
- イ 本事業期間中に、本事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす市の条例及び政策等の変更により実施契約に定める一定の事由（以下「特定条例等変更」という。）が生じた場合、市及び運営権者は利用料金設定割合の改定について協議を行うことができる。ただし、利用料金設定割合の改定によっても補填されない場合は、当該特定条例等変更によって運営権者に生じた損失に係る負担については市と運営権者で協議する。

(4) エネルギー需要の変動

- ア 対象施設におけるエネルギー需要について、前年度の実績より一定範囲以内までの増減に関するリスクは原則として運営権者が負う。一定範囲以上の増減によって運営権者に生じた損失に係る負担については市と運営権者で協議する。

(5) 物価の変動

- ア 薬品費、電力料金単価、人件費等の費用の増加は、運営権者が負担する。ただし、薬品費、電力料金単価、人件費の一定以上の費用の増加は、市と運営権者で協議する。
- イ 物価の変動に基づく市の負担については、市と運営権者で協議する。

(6) 事業の実施状況のモニタリング

運営権者が実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、財務状況を把握するために、運営権者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリング及び第三者によるモニタリングを行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、市は、運営権者に対して改善措置や要求水準違反違約金を求めるものとする。なお、運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合には、市は運営権者に代わり、事業を実施することもある。その場合にかかる費用は、運営権者に求めることができるものとする。

なお、モニタリングの具体的な方法等については、実施契約書（案）の公表時に示す。

2 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 運営権の処分

運営権者は、市の書面による事前の許可を得ることなく、運営権、実施契約及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。ただし、運営権者は、PFI法第26条第2項に基づく市の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を譲渡することができる。なお、市は、当該許可をしようとするときは、議会の議決を経てこれを行う。

市は、運営権の譲渡を許可する場合は、少なくとも以下を含む条件を付す。

- ア 譲受人が、本事業における運営権者の実施契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること
- イ 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること
- ウ 譲受人の株主が、市に対して基本協定に定める株主誓約書（以下「株主誓約書」という）を提出すること

また、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、市は合理的な理由なくこれを拒否しない。ただし、市と金融機関等との間で、実施契約等に規定する事項を定めた協定書が締結されることを条件とする。

(2) 運営権者の株式の新規発行及び処分

S P Cを設立する場合、運営権者は、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本普通株式」という。）及び運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、運営権者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、以下のとおり市は原則として関与しないものとする。他方、運営権者が発行する本普通株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

ア 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、運営権者は、会社法（平成17年法律第86号）の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

イ 本普通株式

本普通株式を保有する者（以下「本普通株主」という。）が、自ら保有する本普通株式を、他の本普通株主又は市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（運営権者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、市の事前の承認を受ける必要がある。

また、運営権者は、本普通株式を本普通株主以外に対して新規発行する場合には、市の事前の承認を受ける必要がある。

本普通株式の譲受人は、株主誓約書を、市に対して提出しなければならない。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 対象施設の立地に関する事項

(1) 事業用地等

本事業の事業用地は以下のとおりである。なお、事業用地の詳細は別紙3-1に示す。

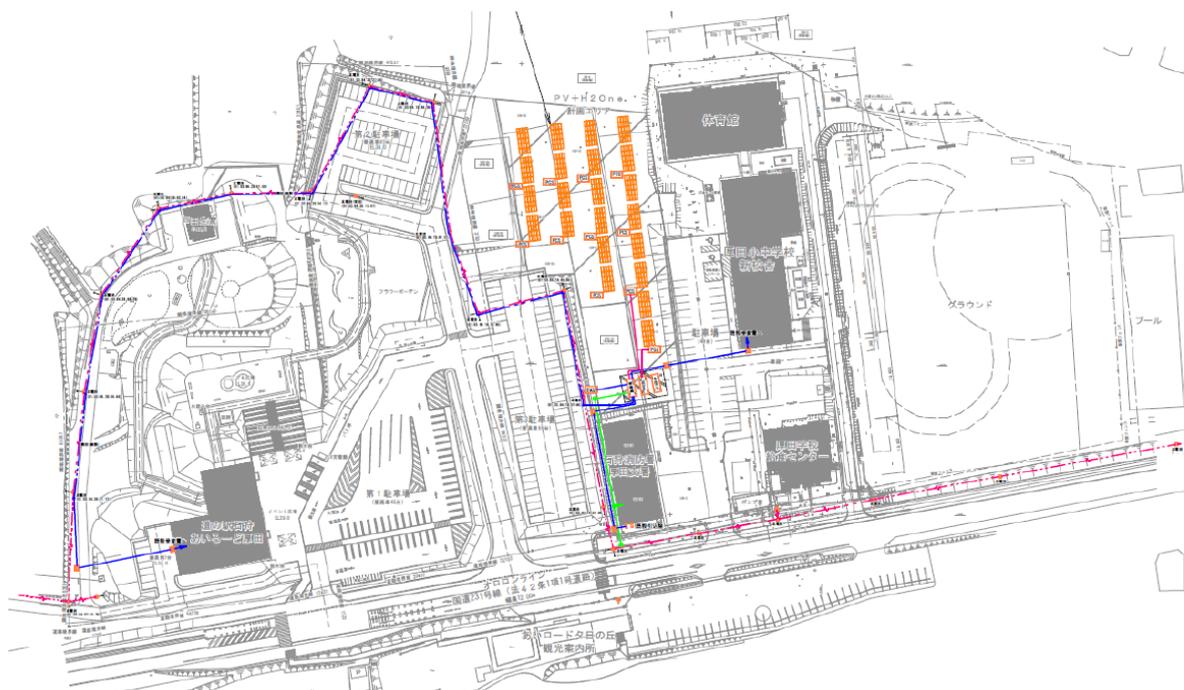


図4.1 事業対象用地

表4-1 主な対象設備の設置場所

対象設備	設置場所
太陽光発電設備	厚田区厚田106-4ほか、道の駅と小中学校に挟まれる石狩市所有敷地エリア (約3,600㎡)
水素エネルギーシステム (水素ES)	・厚田区厚田106-4ほか
エネルギーマネジメントシステム (EMS)	・厚田区厚田106-4ほか

表 4-2 主な対象施設の所在地

対象施設	住所
道の駅石狩あいろーど厚田	厚田区厚田98-2
石狩消防署厚田支署	厚田区厚田106
厚田学園	厚田区厚田171-1
厚田学校給食センター	厚田区厚田171-4
安瀬導水増圧ポンプ場	厚田区厚田171-4

(2) 事業用地の貸付

本事業用地はすべて地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条に規定する公有財産であり、財産の分類は同法第238条第4項に規定する行政財産に当たる。運営権者が主たる事業を行うに当たっては、実施契約のほかに公有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。一方、運営権者が第1の1(14)ウに示す任意事業を行う場合には、市と運営権者は公有財産賃貸借契約を締結し、本事業期間中は本事業用地を使用できるようにする。

2 対象設備の概要

対象設備の概要は添付資料及び別紙に明示する。（別紙3—2）

3 対象施設の概要

詳細は募集要項等において提示する。

第5 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は次のとおりである。

- ① 総則
- ② 主たる事業の承継等その他準備
- ③ 公共施設等運営権
- ④ 本事業
- ⑤ その他の事業実施条件
- ⑥ 計画及び報告
- ⑦ 改造業務等
- ⑧ 利用料金の設定及び收受等
- ⑨ リスク分担
- ⑩ 適正な業務の確保
- ⑪ 誓約事項
- ⑫ 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- ⑬ 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ⑭ 知的財産権
- ⑮ その他

2 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約において定める。

3 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、実施契約に定める事由ごとに、市又は運営権者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

実施契約の定めるところにより、実施契約を終了する場合、運営権者は、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）の公表時に示す。

(1) 運営権者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の解除

ア 解除事由

- (ア) 運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、実施契約を解除することができる。事由によって市は、催告を行う。
- (イ) 倒産、財務状況の著しい悪化、その他運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は、実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- (ア) 市は運営権を取り消す。
- (イ) 運営権者は、市に対し、実施契約に定める契約解除違約金を支払う。また、市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、損害額を算定し、運営権者の支払額からこれを控除する。
- (イ) 運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとするが、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算しない。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の解除又は終了

ア 解除又は終了事由

- (ア) 市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、運営権者に対し、6ヶ月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。
- (イ) 運営権者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が実施契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。
- (イ) 市が対象設備の所有権を有しなくなったときは、実施契約は終了する。

イ 解除又は終了措置

- (ア) 市が対象設備の所有権を有しなくなったことによる契約終了の場合、運営権は当然に消滅する。その他の場合には、市は運営権を取り消す。
- (イ) 市は、運営権者に対し、当該解除による運営権者の損失相当額を支払う。また、運営権

者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は市の支払額からこれを控除する。

- (g) 運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

(3) 不可抗力により事業の継続が困難となった場合の解除又は終了

ア 解除又は終了事由

- (f) 不可抗力により対象設備が滅失したときは、実施契約は当然に終了する。
- (i) 不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合、運営権者及び市は復旧に必要な調査・設計、調整項目の洗い出しを行う。本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は実施契約を解除する。

イ 解除又は終了措置

- (f) 不可抗力により対象設備が滅失したときは、運営権は当然に消滅する。
- (i) 不可抗力により実施契約を解除する場合、運営権者は、市の選択に従い、運営権の放棄又は市の指定する第三者に対する無償譲渡を行うこととし、当該不可抗力により市及び運営権者に生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- (g) 運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

(4) 特定法令等変更により事業の継続が困難となった場合の解除

ア 解除事由

- (f) 特定法令等変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は運営権者は実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- (f) 市は運営権を取り消す。
- (i) 特定法令等変更により市及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。
- (g) 市は、運営権者が国に対して当該特定法令等変更について損害賠償請求を行うことを妨げない。
- (e) 運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

(5) 特定条例等変更により事業の継続が困難となった場合の解除

ア 解除事由

- (7) 特定条例等変更により運営権者が本事業を継続することができなくなったときは、市又は運営権者は実施契約を解除することができる。

イ 解除措置

- (7) 市は運営権を取り消す。
- (4) 特定条例等変更により運営権者に生じた損失に係る負担については、市と運営権者で協議する。
- (6) 運営権者は、残事業期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わないものとし、市は、残事業期間に係る運営権対価前払金を清算する。

2 金融機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、市は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を運営権者が受けることができるように努める。

なお、市は、運営権者に対する出資等の支援は行わない。

3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、運営権者が本事業を実施するに当たり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市と運営権者で協議する。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

2 特定事業の選定及び公表

実施方針等に関する質問及び意見を踏まえ、特定事業の選定を行った場合は、市ホームページ上で公表する。

3 実施方針に関する意見又は質問の受付

(1) 受付期間

令和4（2022）年1月（予定）

(2) 提出方法

実施方針に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、所定の様式に記入の上、5（1）の連絡先まで電子メールにて提出すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

なお、質問又は意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

また、提出件名は「石狩市厚田マイクログリッドシステム運営事業意見書・質問書_●●」（●●は提出者名）とすることとし、提出者の名前、所在地、電話及びファクシミリ番号並びにE-Mailアドレスを記載すること。市が意見書を受信したときは、電子メール又はファクシミリにより、受信確認の通知を送付する。

(3) 意見書・質問書に対するヒアリング

提出された意見書又は質問書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

(4) 意見書・質問書に対する回答方法

市は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、意見及び質問のうち、市が必要と判断したもの及びその回答を、令和4（2022）年2月ごろ（予定）に、市のホームページにおいて

公表する。なお、公平を期すために、提出者個別に対する直接回答は行わない。

4 連絡先及び情報提供

(1) 連絡先

石狩市企画経済部企業連携推進課

住所：石狩市花川北6条1丁目30番地2

TEL：0133-72-3158 FAX：0133-74-5581

E-Mail：kouwank@city.ishikari.hokkaido.jp

(2) 情報提供

本事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。石狩市公式ホームページ

<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/>

別紙1 PFI法等における用語と本事業における用語の関係性（案）

PFI法並びに運営権 ガイドラインにおける用語		実施方針に おける記載		本事業における整理	運営権	特定 事業			
運営 等	運営	経営		事業計画書の作成、実施体制の確保、セルフモニタリング等	運営権 範囲内	特 定 事業範 囲内			
		各種計画支援		維持管理計画の更新及び見直し					
		維持 管理	維持	工事を伴わない点検、詳細調査等					
	修繕		所定の耐用年数を確保するため、既存の施設を部分的に取り換える工事						
	維持 管理	資本的 支出 ^{※3}	増設				既存設備の容量追加、機能追加、自営線・通信線の延伸を行うこと。		
			改造	更新工事			所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備を全て取り換える工事		
				長寿命化 対策			所定の耐用年数を新たに確保するため、既存の設備を部分的に取り換える工事		
				附設			附帯提案事業に関する工事 ^{※1}		
	建設・改修		任意				任意事業の実施に必要な設備を導入すること ^{※2}	運営権 範囲外	

※1 附帯提案事業に係る新規設備の導入とは、例えば、ブロックチェーン用の制御設備の導入等をいい、その費用負担は主たる事業の費用と同様に市とする。

※2 運営権者は、任意事業の実施に必要な設備の導入（例えば分散エネルギー電源の導入等が考えられる。）を特定事業の範囲内として実施することができる。これらの設備は、運営権者の所有に属し、事業期間終了時に速やかに撤去し、事業開始前の原状に復するものとする。ただし、市が必要と認めるときは、市は残存価値を勘案して買い取ることができるものとする。

※3 改造及び増設には、設計・工事を含まれるものとする。

別紙2 リスク分担表（案）

リスクを負担する者の凡例

- リスクを負担することを示す
- (○) 協議
リスク事象の状況の変化によりリスクの負担者と負担割合が変更する可能性があることを示す
リスクの原因によって市と運営権者の双方にリスク負担が生じることが想定されるため、市と運営権者で協議を行いリスクの負担割合を決することを示す

段階	項目	種類	内容	備考	石狩市	運営権者
共通	制度関連	一般法令変更リスク	事業に直接影響しない一般法令（当該事業のみでなく、広く一般的に適用される法令等の変更）	原則として運営権者がリスクを負うことになる。ただし、一般法令等の変更が要求水準に影響する場合等、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、市と運営権者は利用料金設定割合について、協議を行うことができる。	(○)	○
		特定法令変更リスク	事業に直接影響する公共施設等運営事業にのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす国の法令、政策等の変更等実施契約に定める一定の事由が生じた場合	運営権者及び市に生じた損失は、各自負担する。	○	○
		特定条例変更リスク	本事業にのみ適用され、運営権者に不当な影響を及ぼす市の条例、政策等の変更等実施契約に定める一定の事由が生じた場合	当該特定条例等変更によって運営権者に生じた損失に係る負担については、市と運営権者で協議する。	協議	

段階	項目	種類	内容	備考	石狩市	運営権者
		許認可リスク	石狩市が取得すべき許認可の取得・維持		○	
			運営権者が取得すべき許認可の取得・維持			○
	入札・契約	入札手続リスク	募集要項等、応募手続の誤り		○	
			市の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○	
			運営権者の責めにより契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合			○
			本事業の契約に関する議決が市議会で得られない場合		○	○

段階	項目	種類	内容	備考	石狩市	運営権者	
	社会	環境問題 リスク	運営権者による施設の供用に伴い発生する騒音、振動、大気汚染、臭気等の環境問題			○	
			設備の存在そのものに起因する環境問題			○	
		第三者損害 リスク	要求水準に従って運営を行っても避けることのできない第三者損害			○	
			設備の存在そのものが近隣住民などに損害を及ぼす施設由来の第三者損害で、住民の反対運動や訴訟等による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損			○	
			運営権者の責に帰すべき事由による第三者への損害				○
			保守点検計画、保守点検の実施の有無に関わらず、不具合が生じた場合の第三者への賠償				○
			運営権者が行う改造更新や維持管理に起因して発生した住民の反対運動や訴訟による事業期間変更、中断、延期及び施設の物理的破損等に伴う損害	要求水準に従った場合で、通常避けることのできない事由によるものは市と運営権者で協議する。			○

段階	項目	種類	内容	備考	石狩市	運営権者	
		事故リスク	石狩市が行った工事等の業務に関する事故などに起因、もしくは石狩市の責に帰すべき事由によるもの		○		
			運営権者が行う業務に関する事故などに起因、もしくは運営権者の責に帰すべき事由によるもの				○
経済		金利変動リスク	資金調達に伴う利息が金利上昇により増加する金利変動リスク			○	
		需要変動リスク	利用料金の増減	市が示した需要予測の15%以内までの増減に関するリスクは原則として運営権者が負う		○	
		物価変動リスク	薬品費、光熱水費、人件費にかかる物価変動	一定以上の物価変動による場合、市と運営権者で協議する。		○	
		資金調達リスク	運営権者が調達すべき資金を、運営権者の責により事業資金調達に失敗した場合				○
			市が調達すべき資金を、市の責により事業資金調達に失敗した場合			○	

段階	項目	種類	内容	備考	石狩市	運営権者
	譲渡手続き	譲渡手続きリスク	運営権の設定等に必要となる諸費用	登録免許税等の費用負担		○
	知的財産権	知的財産権侵害リスク	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は運営権者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償			○
	業務遂行	業務遂行の中断・不能リスク（不可抗力除く）	実施契約にない市の要因に基づく業務遂行中断・不能		○	
			上記以外の理由（運営権者の責に帰すべきもの）による業務中断・不能			○
	情報漏洩	情報漏洩リスク	石狩市の責に帰すべき個人情報や守秘義務情報の外部流出		○	
			運営権者の責に帰すべき個人情報や守秘義務情報の外部流出			○

段階	項目	種類	内容	備考	石狩市	運営権者
経営	経営	経営リスク	運営権者の経営に関するもの			○
	附帯提案事業	附帯提案事業リスク	附帯提案事業の不振・事業計画不履行			○
	任意事業	任意事業	任意事業の不振・事業計画不履行			○
	債務	債務不履行リスク	石狩市の債務不履行に関するもの		○	
			運営権者の債務不履行に関するもの			○
本事業の中途終了	本事業の中途終了リスク	石狩市民の当該事業への需要消滅など事業継続の必要性がないと認められる場合			○	

一一箇所の工事の費用が、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定市」という。）（都道府県又は指定市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であって都道府県又は指定市がその組織に加わっているものを含む。）に係るものにあつては百二十万円に、市（指定市を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。）に係るものにあつては六十万円に満たないもの」

段階	項目	種類	内容	備考	石狩市	運営権者
維持管理	維持管理運営	要求水準未達リスク	維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない事象			○
		施設瑕疵リスク	本事業開始後、12か月以内に運営権者が発見し、市へ報告のあった施設瑕疵リスク		○	
		更新前の施設瑕疵リスク	優先交渉権者選定時のデューデリジェンスや現地調査では完全な想定が困難な改造更新需要増大リスクや当初期間の突発修繕費の増大リスク（一定期間内の場合）	個別の事業において管理者が独自で策定した計画については、その計画の年限を考慮した上で、瑕疵について管理者が責任を負う期間を定める等が考えられる。	○	
			優先交渉権者選定時のデューデリジェンスや現地調査では完全な想定が困難な改造更新需要増大リスクや当初期間の突発修繕費の増大リスク（一定期間後の場合）	事業開始から一定期間後の改造更新需要量や突発修繕頻度は運営権者の維持管理・運営によるが多いため、運営権者側で負担することが原則と考える（但し、個別の施設等の状況を判断して、一定期間を契約等で定める必要がある）。		○
			事業開始後に対象施設及び運営権者譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合	実施契約締結日から12か月間に限り、運営権者は市に瑕疵担保請求を行うことができる（12か月あれば、引渡後に運営権者が対象施設の全体を運用するのに十分と考えられ、それ以上の場合は帰責主体が分かりにくくなる）。	○	

段階	項目	種類	内容	備考	石狩市	運営権者
			事業終了後に対象施設及び運営権者から市への譲渡対象資産に隠れたる瑕疵があった場合	事業終了日から12か月間に限り、市は運営権者に瑕疵担保請求を行うことができる（一般的に事業終了後12か月あれば、市はおおよそその施設を運転し、運営権者の事業期間中に生じた損傷などを発見できるのに十分と考えられる）。		○
			募集要項等市が事業者に開示した資料の情報等に瑕疵が発見された場合			○
		維持管理費増大リスク	石狩市の事由による維持管理範囲の変更等に起因する維持管理費増大		○	
		設備損傷リスク	設備の劣化に対して運営権者が適切な維持管理を行わない場合			○
			石狩市が遂行する業務に起因する施設への損傷の場合		○	
			自営線の劣化等、引渡時に状況が不明かつ運営開始後に調査ができない設備が運営中損傷した場合		○	
			上記以外の場合			○
		技術革新リスク	想定しない技術革新による新技術採用整備のための追加費用が必要な場合			○

段階	項目	種類	内容	備考	石狩市	運営権者
改造更新 (増設含む)	調査 ・設計	測量・調査リスク	石狩市が実施した測量・地質調査・文化財調査等に不備があった場合		○	
			運営権者が実施した測量・地質調査・文化財調査等に不備があった場合			○
		計画・設計・仕様変更リスク	事業内容、用途の変更等石狩市の事由により計画が変更される場合	運営権者が負担する費用が著しく増減する場合、市と運営権者は利用料金設定割合について、協議を行うことができる。	○	
			運営権者が立案した改造計画（時期・内容等）に起因して問題が生じた場合			○
		設計リスク（増設時）	運営権者が実施した設計、提案内容、指示、判断に不備があり遅延、費用増となる場合	設計の不備の補正、工法・工期の変更に伴い運営権者に発生する追加費用は運営権者が負担する。		○
	設計 ・建設	工事費増大リスク	運営権者の責めによる工事費増大			○
		工事監理リスク	工事監理の不備による内容、工期の不具合			○
		要求性能リスク	石狩市の検査で要求性能に不適合、施工不良が発見された場合			○
		民間所有地利用リスク	運営権者が事業期間中に民間所有地を利用する場合			○









資料 1 システムの概要(系統)

※本資料は実施設計時のものであり、竣工までに一部内容が変更となる可能性がある。

